

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「平成 27 年度子ども・子育て支援新制度予算について」要望書を提出…………… 1
- ・全国保育協議会「公定価格試算システム」公開中～公定価格仮単価に基づく試算が
できます～…………… 4
- ・第 40 期福祉施設長専門講座受講生募集のご案内…………… 12

◆ 「平成 27 年度子ども・子育て支援新制度予算について」要望書を提出 ◆

保育三団体協議会（全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟）は、12月 11 日から 12 日にかけて、平成 27 年度子ども・子育て支援新制度予算について、要望書を提出しました。

少人数の 1 号定員を設定する認定こども園について、「1 号定員固有の加算項目に係る加算要件のあり方」及び「定員規模に応じた各種加算・加配要件等のあり方」の見直しの検討が表明されていることに対しては、「地方公共団体及び事業関係者において来年 4 月からの施行に向けて準備が進められているなか、大きな混乱を来し、また制度を後退させる見直しはすべきではない」とする意見を述べています（要望書は、次頁を参照）。

要望書の提出ならびに手交した先は、次のとおりです。

○ 要望書提出先

有村 治子	内閣府特命担当大臣
赤澤 亮正	内閣府副大臣
塩崎 恭久	厚生労働大臣
永岡 桂子	厚生労働副大臣
高階恵美子	厚生労働大臣政務官
橋本 岳	厚生労働大臣政務官
村木 厚子	厚生労働事務次官

○ 要望書手交先

太田 充 財務省主計局次長
宇波 弘貴 財務省主計局主計官
武川 光夫 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
中島 誠 内閣府大臣官房少子化・青少年対策審議官
長田 浩志 内閣府参事官
原 勝則 厚生労働審議官
安藤よし子 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
木下 賢志 厚生労働省大臣官房審議官
朝川 知昭 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長



太田充 財務省主計局次長と協議する保育三団体協議会役員
（写真左から、万田全保協会会長、太田主計局次長、大谷日保協理事長、萩原日保協常務理事）

平成 26 年 12 月 11 日

財務省主計局次長
太田 充 殿

社会福祉法人 日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
公益社団法人 全国私立保育園連盟
会長 近藤 遼
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長 万田 康

平成 27 年度子ども・子育て支援新制度予算について

我が国においては、今後訪れる未曾有の少子高齢化社会への対応が国家的課題です。このことを踏まえ、子ども・子育て分野では 7 千億円の消費税財源を含む 1 兆円超の公費の追加を前提として、約 40 万人分の保育の受け皿を確保するための「待機児童解消加速化プラン」の推進や、平成 27 年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行など少子化

対策の拡充や児童福祉の推進に向け全力を傾ける必要があります。

少子化対策として今やらなければならないことは、大都市部、地方を問わず全国のすべての地域において安心して子どもを産み、子育てしやすい環境を整備し、子どもが健やかに育つ社会を一刻も早く実現させることであります。

子ども・子育て支援新制度については、これまで前提としてきた1兆円超の追加財源の確保が不明確な中で地方公共団体や事業関係者は、平成27年4月からの新制度の施行に向けて鋭意準備を進めております。

つきましては、新制度の円滑な施行に向け、平成27年度予算について次のとおり要望しますので、ご高配をお願いします。

[新制度の円滑な施行のための財源確保について]

消費税率の引き上げ時期の延期により、これまで見込んできた財源に不足が生じ、少子化対策の推進や社会保障水準の後退などの支障が生ずることが無いようにするとともに、子ども・子育て支援新制度の平成27年4月からの円滑な施行に向けて、「量的拡充」及び「質の改善」として必要な0.7兆円については、消費税率の引き上げ時期の如何に関わらず優先的に財源を確保して下さい。

さらに、消費税以外の0.3兆円超の財源についても引き続き財源確保に最大限努力して下さい。

[保育士等の人材確保対策について]

現在、全国各地で保育士の人材不足が顕著となっております。子ども・子育て支援新制度の施行とともに、待機児童解消加速化プランによる保育の供給体制の確保が喫緊の重要課題であります。

専門性を持ち質の高い人材を安定的・継続的に確保することが新制度下における円滑な事業運営に不可欠であり、保育士の配置基準の改定による保育士の労働条件の改善と併せて、民間の他の職種と比較して低い水準にある保育士の給与を改善するための処遇改善費の拡充を要望します。

[保育認定の2区分化に伴う標準時間認定に係る公定価格について]

新制度においては、原則的な保育時間を『保育短時間（8時間）』とし、親の勤務の始業時間・終業時間の違いや休憩時間・通勤時間を加味した保育時間を『保育標準時間（11時間）』とする2区分による認定の仕組みに改められました。

そして、公定価格として示された仮単価においては、保育短時間の仮単価を現行の保育所運営費を基準とした単価とし、保育標準時間の仮単価は、原則的な保育時間の仮単価に加え、保育時間の差の3時間分の積算を児童の年齢区分や人数に関わらず1施設当たり定額が算定されています。

しかし、当該3時間分の経費は、全て保育士の配置に要する経費であり、保育士の配置については、保育所に係る児童福祉施設の設備及び運営基準において、対象児童の年齢区分と人数に応じた保育士の配置が義務付けられておりますので、同基準に基づく保育士配

置数を踏まえた単価への改善を要望します。

(注) 現行の延長保育促進事業費の国庫補助においても、延長保育時間帯の保育について対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置することとされている。

[認定こども園に係る対応について]

10月24日に開催された子ども・子育て会議において、少人数の1号定員を設定する認定こども園について、「1号定員固有の加算項目に係る加算要件のあり方」及び「定員規模に応じた各種加算・加配要件等のあり方」の見直しの検討が表明されました。新制度における認定こども園は、幼稚園及び保育所の双方の施設基準のうち、高い基準を採用することを基本としており、地方公共団体及び事業関係者においては来年4月からの施行に向けて準備が進められているところであります。

このような中で、仮単価が後退するような見直しは、認定こども園が目指す方向に反するとともに、施行に向けて準備を進めている関係者に大きな混乱を来すこととなるので行うべきではないと考えます。

[保育所整備費交付金の創設について]

待機児童解消のための保育所等の新設・拡張や安心・安全な保育のための耐震化や老朽化した施設の整備が不可欠です。新制度に係る法案に対する参議院・特別委員会の附帯決議等を踏まえ、現行の安心こども基金の施設整備費補助の水準を維持した国庫補助による新たな施設整備費交付金の創設を要望します。

◆全国保育協議会「公定価格試算システム」公開中◆

～公定価格仮単価*に基づく試算ができます～

(*) 平成26年5月に国から示された、消費税増収額が満年度化した際の単価

全保協ニュースNo.14-11で既報のとおり、全国保育協議会では、子ども・子育て支援新制度における「公定価格仮単価」に基づく保育事業種ごとの給付(収入)額を試算するシステムを、全保協ホームページに公開しています。

システムの公開以降、選択・入力項目の意味合いや、各種加算の考え方等についてご質問を多数お寄せいただいております。特に多くの質問をいただいた内容および、加算の考え方について、抽出して次ページ以降に☆で記載いたします。今回は、保育所の場合についてです。

これまでに国の幼保連携推進室のホームページで『子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト(excel)』が公開されていますが、全保協版のシステムをご利用いただくと、子ども・子育て支援新制度の給付の構造がご理解いただけます。

消費税増税が先送りされながらも、平成27年4月からの新制度施行を目前に控え、制度理解を深めるためにもご活用ください。

○全保協ホームページ・会員のコーナーにログインして、「公定価格試算表示システム」をクリック、システムが表示されたら、「次へ」をクリックして進んでください。



[HOME\(全保協トップページに戻る\)](#) >> 公定価格試算表示システム

子ども・子育て支援新制度 公定価格試算表示システム

「次へ」をクリックして
進んでください。

全国保育協議会

次へ

現行と新制度移行後の収入比較をする際は、内閣府の示している「[比較試算方法チェックポイント](#)」をご参照ください。
公定価格の収入見込みと現行収入との比較試算方法チェックポイント(内閣府:平成26年8月11日事務連絡)

○試算をする事業類型を選択し、「次へ」をクリックしてください。



[HOME\(全保協トップページに戻る\)](#) >> [公定価格試算表示システム](#) >> 試算情報の選択と入力(1)

試算情報の選択と入力(1)

事業類型

事業類型を選択してください

- 保育所(保育認定)【中心園(本園)】
- 保育所(保育認定)【分園】
- 認定こども園(幼保連携型、保育所型)【中心園(本園)】
- 認定こども園(幼保連携型、保育所型)【分園】
- 小規模保育事業A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)
- 小規模保育事業B型(A型・C型の中間型)
- 小規模保育事業C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)

[小規模保育事業の各類型の基準等は、こちらを参照ください。](#)

内閣府ホームページ掲載資料「子ども・子育て支援新制度について(平成26年8月)」より抜粋

☆保育所及び認定こども園は、中心園(本園)と分園を別々に算定する仕様となっています。小規模保育事業は、A型、B型、C型でそれぞれ人員配置等の各種基準が異なっていますので、内閣府ホームページ掲載の資料をご確認ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>

⇒リンク先：制度の概要ページ下部> 参考資料> 子ども・子育て支援新制度について【スライド 45】

【保育所の試算をする場合】

○試算をする施設の、**基礎情報**、**加算部分1**、**調整部分**、**加算部分2**の各項目について、事業所の状況を入力または選択してください。



HOME(全保協トップページに戻る) >> 公定価格試算表示システム >> 試算情報の選択と入力(1) >> 試算情報の選択と入力(2)

試算情報の選択と入力(2)

保育所(保育認定)[中心園(本園)]の公定価格試算表示をします。

下記の **基礎情報**、**加算部分1**、**調整部分**、**加算部分2** の各項目について、事業所の状況を入力または選択し、画面下部の **公定価格試算結果を表示する** ボタンをクリックしてください。

基礎情報

●地域区分

都道府県

市町村

試算する施設の所在する「都道府県」「市町村」を順に選択してください。「都道府県」を選択した後、所在する市町村がない場合は「その他」を選択してください。

※施設の所在する地域によって、7つの地域区分に分かれます。
(18/100地域、15/100地域、12/100地域、10/100地域、6/100地域、3/100地域、その他地域)

●定員区分

本園の利用定員

本園と分園をあわせた
全体の利用定員

※分園がなければ、本園と同じ定員区分を選択

施設の利用定員を選択してください。

○利用子ども数は、各年齢区分について、保育標準時間認定／保育短時間認定で、それぞれ「各月初日」／「3月初日」の数を入力します。

それぞれの年齢区分について、保育標準時間認定及び保育短時間認定の利用子ども数(各月初日と3月初日の数)を入力してください。

※区分の年齢は、年度の初日の前日における満年齢に基づきます。
年度途中の年齢変化で区分(単価)は変わりません。

※半角数字以外は入力できません。

●利用子ども数

年齢区分	保育標準時間認定		保育短時間認定	
	各月初日	3月初日	各月初日	3月初日
5歳児	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
4歳児	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
3歳児	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
2歳児	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
1歳児	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
乳児	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

☆**加算部分2**のうち、除雪費加算、降灰除去加算、入所児童処遇特別加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、以上7つの加算が、3月初日の利用子どもの単価に加算(年度につき1回のみ、3月にまとめて加算が給付)されます。

○ **加算部分 1** を入力します。入力にあたっての加算の考え方は、それぞれ右欄に記載の説明を参照してください。加算の有・無のいずれかのラジオボタン（○）を選択してください。

加算部分1

<p>● 所長設置加算</p>	<p><input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無</p>	<p>所長(管理者)が保育士等の配置基準とは別途配置されており、かつ以下の要件を満たしている場合に加算されます。 ・所長(管理者)が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設(事業所)の運営管理の業務に専従し、かつ有給のものである場合 ※そのため、2以上の施設(事業所)と兼務し、所長(管理者)としての職務を行っていないものは欠員とみなして加算の対象にはなりません。</p>
<p>● 3歳児配置改善加算</p>	<p><input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無</p>	<p>3歳児の配置基準を15人につき1人としている場合に加算されます。</p>
<p>● 休日保育加算</p>	<p><input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無</p>	<p>「休日保育の年間の延べ利用子ども数」には、平日に他の施設(事業)を利用している子どもでも、休日保育の利用を受け入れる場合にはその子どもの数も含まれます。 ※過去の実績等を踏まえて利用見込みを算出し、市町村により加算額を認定することが想定されており、年度を通じた利用見込みに応じた、同一の加算額が適用されます。また、実績が見込みを上回った(下回った)場合であっても、加算額の増額(減額)は行われません。</p>
<p>● 夜間保育加算</p>	<p><input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無</p>	<p>夜間保育を専門的に行う施設(事業)として認可(認定)を受けた施設に加算されます。</p>
<p>● 減価償却費加算</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 地域選択 <input type="text" value="A地域"/> 標準・都市 <input type="text" value="都市部"/></p>	<p>施設整備費補助金を受けずに整備した施設(事業所)が対象。 適用する場合は、所在する地域等の区分を選択してください。 ※減価償却費加算の都道府県区分の詳細はこちら 都市部とは、4月1日現在の人口密度が1,000人/km²以上の市町村 人口密度(人) = 人口(人) ÷ 面積(km²) 例)千代田区:平成25年4月1日現在 4,531(人) = 52,748(人) ÷ 11.64(km²) → 都市部</p>
<p>● 賃借料加算</p>	<p><input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無</p>	<p>建物(土地は対象外)を賃貸方式で実施している施設(事業所)が対象。 ※賃借料加算の都道府県区分の詳細はこちら</p>

☆減価償却費加算あるいは賃借料加算の算定対象に該当する場合には、地域及び都市部・標準を選択してください。

○ **調整部分** を入力します。調整が適用される場合には、有のラジオボタンを選択してください。

調整部分

<p>● 常態的に土曜日に閉所する場合</p>	<p><input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無</p>	<p>保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望がない場合で、土曜日に閉所することが常態的な施設(事業所)に適用されます。</p>
<p>● 定員を恒常的に超過する場合</p>	<p><input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無</p>	<p>連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整。</p>

☆常態的に土曜日に閉所する場合について、国の FAQ（よくある質問）では、適用される要件の詳細は追って整理のうえ示すとされています。

☆定員を常態的に超過する場合について、国の FAQ では、恒常的に利用定員を超えて受入れをしている場合（連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合）には利用定員を見直すことが必要とし、見直しが行われない場合には公定価格上定率で減額調整するとしています（なお、この減額調整を適用する定員超過状態の起算点については、現在検討中）。

○加算部分2を入力します。

加算部分2

●主任保育士専任加算	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要保育士数に加えて代替要員を1人加配する場合、以下の事業等を複数実施する場合には加算が適用されます。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設
●療育支援加算	<input type="text" value="▼"/>	障害児を受け入れている施設(主任保育士専任加算が適用されている施設)で、主幹教諭等を補助する者(資格の有無は問わない)を配置して地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算が適用されます。 A 特別児童扶養手当の支給対象児童を受け入れている施設 B A以外の障害児(*)を受け入れている施設 (*)市町村が認める障害児(身体障害者手帳等の交付の有無は問わない)
●事務職員雇上費加算	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	以下の事業等のいずれかを実施する場合には加算が適用されます。 なお、所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、別途事務職員を配置する必要はありません。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設
●冷暖房費加算	<input type="text" value="▼"/>	1級地から4級地:「国家公務員の寒冷地手当に関する法律1条第1号及び第2号」に掲げる地域 その他地域:上記に記載のない地域 ※級地区分の詳細はこちら
●除雪費加算	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	「豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項」の規定に基づく地域に所在する施設(事業所)に対して加算が適用されます。 ※対応地域の詳細はこちら
●降灰除去費加算	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	「活動火山対策特別措置法」の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設(事業所)に対して加算が適用されます。 ※対応地域の詳細はこちら

☆冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去加算について、該当する地域区分・対応地域が不明の場合は、詳細のリンク(青字)をクリックしてご確認ください。

●入所児童処遇特別加算	年間総雇用時間 <input type="text" value="▼"/>	高齢者等(*)を非常勤職員として雇用(年間総雇用時間が400時間以上)し、児童の処遇の向上を図る場合であって、以下の事業等のうちいずれかを実施する場合には加算が適用されます。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設(対象事業の詳細は今後検討) (*)高齢者(満60歳以上65歳未満の者)、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭等の母及び寡婦
●施設機能強化推進費加算	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設(事業所)の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設で、以下の事業等のうち複数を実施する場合には加算が適用されます。なお、加算額は実際に防災対策等に要した費用を基に加算されます。(1施設(事業所)当たり15万円が上限) ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設
●小学校接続加算	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	小学校との接続を見通した教育課程その他の教育・保育内容を策定・実施し、実施結果を踏まえた、改善のための検討や研修等が行われている場合に加算を適用。 ※具体的要件は今後示される予定です。
●栄養管理加算	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	栄養士を活用して給食を実施する場合には加算の対象。 なお、雇用形態は問わず、嘱託する場合も加算の対象。(調理員として栄養士を雇用している場合も含む。)
●第三者評価受審加算	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン等」に沿って第三者評価を受審し、その結果をHP等で公表している場合に加算。

 公定価格試算結果を表示する

○すべて入力したら、**公定価格試算結果を表示する**をクリックしてください。

○算定額が表示されます。画面右上の、「試算結果の【全体】を印刷する」をクリックすると、試算結果がすべて印刷され、「試算結果の【概要】を表示する」をクリックすると、試算の概要が表示されます。



社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
 〒100-8980 東京都千代田区豊が岡3-3-2 新豊が岡ビル
 TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

[HOME\(全保協トップページに戻る\)](#) >> [公定価格試算表示システム](#) >> [試算情報の選択と入力\(1\)](#) >> [試算情報の選択と入力\(2\)](#) >> 算定額

算定額

下記が、入
公定価格

公定価格


 試算結果の【全体】を
印刷する


 試算結果の【概要】を
表示する

「試算結果の【全体】を印刷する」をクリックすると、試算結果がすべて印刷されます。

4月～2月の月額		3月の月額		年間見込額
8,805,280	×11ヶ月	+	9,320,080	=
			106,178,100	

●年齢別単価算出額(基本分単価+加算部分1・2+調整部分)

年齢区分	保育標準時間認定		各月初日	各月初日
	各月初日	3月初日		
5歳児	60,010	65,730	5	5
4歳児	60,010	65,730	5	5
3歳児	76,350	82,070	7	7
2歳児	128,800	134,520	122,680	128,400
1歳児	128,800	134,520	122,680	128,400
乳児	210,720	216,440	204,600	210,320

「試算結果の【概要】を表示する」をクリックすると、試算の概要（選択した各区分や加算項目の一覧含む）が表示されます。

○試算結果の全体では、各項目についての算定式及び算定額を見ることができます。

●加算部分1-3 所長設置加算

有・無	有
-----	---

年齢区分	算定額	単価		処遇改善等加算 (基本額×加算率)
全区分共通	6,390	5,640	+	50 × 15

●加算部分1-4 3歳児配置改善加算

有・無	有
-----	---

年齢区分	算定額	単価		処遇改善等加算 (基本額×加算率)
3歳児	8,170	7,120	+	70 × 15

●加算部分1-5 休日保育加算

有・無	有
-----	---

休日保育の年間 延べ利用子ども数	~209人
---------------------	-------

年齢区分	算定額	単価		処遇改善等加算 (基本額×加算率)	毎月初日の 利用子ども数
5歳児	3,110	244,000	+	2,440 × 15	90

※「定員を恒常的に超過する場合」で「有」を選択した場合は、上記数字に地域区分・定員区分に応じて数値が乗算されます。

9

○試算の概要では、月額・年間見込額、年齢別単価算出額、各項目の算出額が表示されます。事業間での比較等する際にご参照ください。



算定額

公定価格試算結果(保育所(保育認定)【分園】)

4月～2月の月額		3月の月額		年間見込額
8,805,280	×11ヶ月	9,320,080	=	106,178,160 円

●年齢別単価算出額(基本分単価+加算部分1・2+調整部分)

年齢区分	保育標準時間認定		保育短時間認定	
	各月初日	3月初日	各月初日	3月初日
5歳児	60,010	65,730	53,890	59,610
4歳児	60,010	65,730	53,890	59,610
3歳児	76,350	82,070	70,230	75,950
2歳児	128,800	134,520	122,680	128,400
1歳児	128,800	134,520	122,680	128,400
乳児	210,720	216,440	204,600	210,320

公定価格試算結果の概要

- 地域区分 18/100地域
- 定員区分 【本園の利用定員】
81人から90人まで
【本園と分園をあわせた全体の利用定員】
81人から90人まで
- 加算率 15%
- 利用こども数

No.	項目	算出額
1	常態的に土曜日に閉所する場合	詳細参照
2	定員を恒常的に超過する場合	-

加算部分2

No.	項目	算出額 (円)
1	主任保育士専任加算	3,170
2	療育支援加算	420
3	事務職員雇上費加算	580
4	冷暖房費加算	110
5	除雪費加算	0
6	降灰除去費加算	0
7	入所児童処遇特別加算	0
8	施設機能強化推進費加算	1,660
9	小学校接続加算	1,070
10	栄養管理加算	1,330
11	第三者評価受審加算	1,660

加算部分1

No.	項目	算出額 (円)
1	基本分単価	詳細参照
2	処遇改善等加算	詳細参照
3	所長設置加算	6,390
4	3歳児配置改善加算	8,170
5	休日保育加算	3,110
6	夜間保育加算(2号)	0
	夜間保育加算(3号)	0
7	減価償却費加算	0
8	賃借料加算	0

【お問い合わせ先】

全国保育協議会 事務局 (全国社会福祉協議会 児童福祉部 内)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509 E-MAIL. zenhokyo@shakyo.or.jp

公定価格試算システムのご利用は、全保協ホームページ・会員のコーナーからご利用いただけます。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/>

【公定価格試算システム ご利用の流れ】

①全保協ホームページで会員ログインをして、会員のコーナーから公定価格試算表示システムをクリック

<http://www.zenhokyo.gr.jp/>



* 会員ログインには、「ユーザ ID」と「パスワード」が必要です。ご不明な方は、下記を記入のうえ全保協事務局まで FAX・E-MAIL でお問い合わせください。

例) 件名：全保協 ユーザ ID・パスワード問合せ

会員施設名

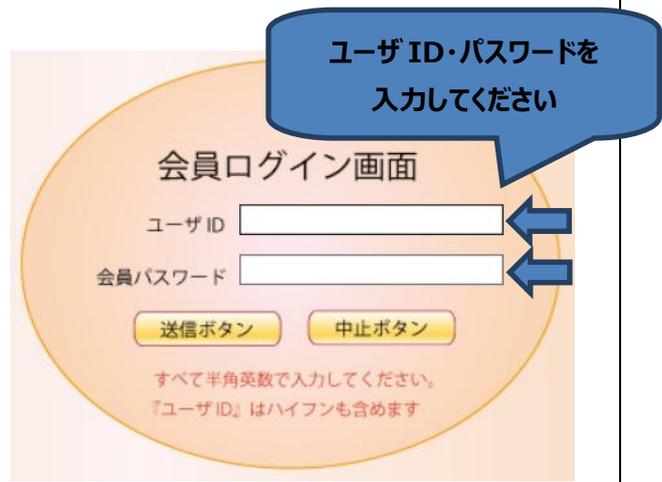
会員施設 TEL

会員施設 FAX

ご担当者名

[全保協事務局]

FAX:03-3581-6509 zenhokyo@shakyo.or.jp



②会員のコーナー 「公定価格試算表示システム」をクリック

「公定価格試算表示システム」をクリック。

会員ログインがお済みでない場合、
「会員ログイン画面」に遷移します。

会員のコーナー

- ▶ **公定価格試算表示システム**

平成29年度に消費税増収額が満年度化した際の、「公定価格仮単価」として示されている内容に基づく試算はこちら。
- ▶ **制度・施策パンフレット**

『「子ども・子育て支援新制度」対応が必要な課題等について』のダウンロードはこちらから。
- ▶ **全保協ニュース**

全保協が提供している最新情報(ニュース)を閲覧できます。
- ▶ **会報ぜんほきょう**

内容がPDFファイル等で閲覧できます。
- ▶ **メール配信サービス**

最新の情報を配信します。

◆第 40 期福祉施設長専門講座受講生募集のご案内◆

本講座は、社会福祉施設長を対象に、種別横断的に施設経営に求められる専門知識や管理能力などをテキストや面接授業（スクーリング）を通して学習し、実践能力を高めることを目的としています。

①社会福祉施設の経営管理、②社会福祉施設のサービス管理、③地域における社会福祉施設の役割と公益的取組の3分野を中心にレポート学習に取り組んでいきます。

本講座の修了者には、全社協会長から「福祉施設士」の称号を授与され、「日本福祉施設士会」への加入資格が得られます。

社会福祉法人・施設を取り巻く環境が大きく変化する中で、社会福祉施設長がその高い専門性を発揮し、地域の生活課題・福祉課題に取り組んでいくことが期待されています。皆様のご受講をお待ちしております。

受講期間：平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

定 員：200 名

受講料：205,700 円（税込）

受講対象：社会福祉施設長（管理者）または理事長・理事等であって、社会福祉事業経験が1年以上あり、それに加えて次のいずれかに該当する方

①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した方

②社会福祉主事（3科目主事を除く）、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員資格のいずれかを有する方

③上記①②以外であって、2年以上施設長の職にある方

申込方法：下記の中央福祉学院ホームページより申込用紙をダウンロードのうえ、必要書類を郵送してください。

申込締切：平成 27 年 3 月 2 日（月）

【受講案内・申込書のダウンロードはこちら】

全国社会福祉協議会 中央福祉学院

福祉施設長専門講座

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course303.html>

なお、会報『ぜんほきょう』1月号（平成 27 年 1 月 20 日頃、会員事業所へ配布予定）に、受講案内を同封いたします。